

栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 立地基準（第6条）
- 第3章 事前協議等（第7条―第25条）
- 第4章 工事完了報告書（第26条）
- 第5章 構造及び維持管理基準等（第27条―第31条）
- 第6章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「政令」という。）及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、汚染土壌の処理等に関し必要な事項を定めることにより、土壌汚染対策を推進し、県民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌の処理 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理をいう。
- (3) 汚染土壌の処理等 汚染土壌の処理、保管又は積替えをいう。
- (4) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (5) 汚染土壌処理業者 法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。
- (6) 積替施設 法第6条第4項に規定する要措置区域又は法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌の積替及び保管を行うための施設をいう。
- (7) 積替業者 積替施設において、汚染土壌の積替え及び保管を行う者をいう。
- (8) 埋立処理施設 汚染土壌処理施設のうち、汚染土壌を埋立処理する施設をいう。
- (9) 最終処分場 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（平成10年6月16日付け公告。以下「廃棄物処理要綱」という。）第2条第11号に規定する最終処分場をいう。
- (10) 協議者 汚染土壌処理施設若しくは積替施設（以下「汚染土壌処理施設等」という。）の設置（既に設置されている施設の利用を含む。）若しくはその構造若しくは規模の変更（以下「設置等」という。）をしようとする者又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大をしようとする者をいう。
- (11) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該団体の区域内に存する世帯の4分の3以上の世帯が加入している団体
 - イ 協議者が第8条第1項の規定に基づき事業計画書を提出する際に存在する団体（住宅団地の造成等による居住者の著しい増加に伴い、第15条第1項の規定に基づき協議者が事前協議書を提出するまでに組織された団体を含む。）
- (12) 関係地域 別表第1に定める区域を含む自治会等の区域であって、第10条第1項の規定により知事が決定した区域をいう。

- (13) 特定有害物質 法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。
- (14) 保管施設 汚染土壌処理施設の敷地内において汚染土壌を保管するための施設をいう。

(汚染土壌処理業者等の責務)

第3条 汚染土壌処理業者及び積替業者は、汚染土壌の処理等を行う際には、法、政令及び省令のほか、この要綱を遵守するものとする。

- 2 汚染土壌処理業者及び積替業者は、汚染土壌の処理等について、汚染土壌処理施設等に係る周辺地域の生活環境に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずるとともに、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、適正な汚染土壌の処理等を推進するため、汚染土壌処理業者及び積替業者の指導監督に努めるものとする。

- 2 県は、定期的に汚染土壌の処理等の状況について調査を行い、県内の汚染土壌の状況の把握に努めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、市町村と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、土壌汚染対策を推進するものとする。

第2章 立地基準

(埋立処理施設の設置に係る距離制限)

第6条 協議者は、次に掲げる埋立処理施設又は最終処分場の用に供する土地からの距離が1キロメートル以内の範囲に埋立処理施設の設置等をしないものとする。

- (1) 既に設置されている埋立処理施設又は最終処分場（知事が事実上閉鎖していると認められたものを除く。）
- (2) 第15条第1項の規定により事前協議書が提出されている埋立処理施設
- (3) 廃棄物処理要綱第15条第1項の規定により事前協議書が提出されている最終処分場
- (4) 地方公共団体が設置を予定している埋立処理施設又は最終処分場のうち、当該地方公共団体によりその設置の計画が公表されているもの

第3章 事前協議等

(事前協議)

第7条 協議者は、汚染土壌処理施設等の設置等に係る工事に着手する前又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大をする前（当該汚染土壌処理施設等の設置等又は当該汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大について法第22条第1項又は第23条第1項の許可が必要な場合にあつては、当該許可の申請を行う前であつて、かつ、当該汚染土壌処理施設等の設置等に係る工事に着手する前又は当該汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大をする前）に、知事に協議するものとする。ただし、当該汚染土壌処理施設等の構造若しくは規模の変更又は当該汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大のうち、知事が認める軽微なものについては、この限りでない。

- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、汚染土壌処理施設設置等事業計画書（別記様式第1号。以下「事業計画書」という。）及び汚染土壌処理施設設置等事前協

議書（別記様式第2号。以下「事前協議書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。

- 第1項ただし書の適用を受けようとする者は、汚染土壌処理施設設置等事前協議省略申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（事業計画書の提出）

第8条 協議者は、事前協議を行おうとするときは、事業計画書を当該汚染土壌処理施設等に係る事務を所掌する環境森林事務所長又は環境管理事務所長（以下「所長」という。）を経由して、知事に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による事業計画書の提出があったときは、現地調査を行い、当該事業計画書に現地調査結果報告書を添付して、知事に送付するものとする。

（事業計画書に対する関係市町村長からの意見の聴取等）

第9条 知事は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、関係市町村（別表第1に定める区域の存する市町村をいう。以下同じ。）の長に当該事業計画書の写しを送付し、当該汚染土壌処理施設等に係る周辺地域の生活環境の保全上特に配慮が必要とされる事項について、期間を指定して当該関係市町村の長の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、前項の規定により関係市町村の長の意見を聴いたときは、その旨を協議者に通知するとともに、当該汚染土壌処理施設等の設置等又は当該汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大に必要となる関係法令の手続を協議者に示すものとする。

（関係地域等の決定）

第10条 知事は、第8条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該事業計画に係る汚染土壌処理施設等について関係地域及び関係住民（関係地域に住所を有する者をいう。以下同じ。）の範囲を決定するものとする。

- (1) 物の製造又は加工を行うために設置した施設のうち、5年以上の生産実績がある施設を利用して汚染土壌の処理を行う場合
 - (2) 工業専用地域内において、汚染土壌処理施設等（埋立処理施設であるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の設置等をし、又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大をする場合
 - (3) 県、市町村及び栃木県土地開発公社その他の公共的団体の造成した工業団地内において、汚染土壌処理施設等の設置等をし、又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大をする場合
- 2 知事は、前項の規定による決定をするに当たり、あらかじめ期間を指定して関係市町村の長の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により関係地域及び関係住民の範囲を決定したときは、その旨を協議者及び関係市町村の長に通知するものとする。

（説明会の開催等）

第11条 協議者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合には、第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に、関係住民に対し関係地域（関係地域の近隣の地域を含む。）内において、当該事業計画についての説明会を開催するものとする。

- 2 協議者は、説明会を開催しようとする場合には、説明会の開催日の15日前までに、関係住民に対し、次に掲げる事項について周知するものとする。
 - (1) 協議者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

- (2) 汚染土壌処理施設等の種類及び処理能力
 - (3) 処理する特定有害物質の種類
 - (4) 汚染土壌処理施設等の設置場所
 - (5) 説明会の開催の日時及び場所
- 3 協議者は、説明会の実施に当たり、当該事業計画の概要を平易に記載した書類及び図面（以下「説明書類等」という。）を関係住民に配付するとともに、当該事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。
 - 4 知事及び関係市町村の長は、協議者又は関係住民から要請があった場合には、その職員を説明会に立ち合わせることができる。
 - 5 協議者の責に帰さない事由により説明会を開催することが困難であると知事が認める場合には、協議者は、第1項の規定にかかわらず、説明会を開催しないことができる。
 - 6 前項の規定により説明会を開催しない場合には、協議者は、説明書類等を関係住民に配付すること等の方法により当該事業計画の内容を関係住民に説明するものとする。
 - 7 知事は、事業計画が前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該事業計画を地域住民に周知すべきと認めるときは、協議者に対し、地域住民への周知のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（関係住民の意見に対する協議者の回答）

- 第12条 協議者は、説明会が終了した日又は前条第6項の規定により説明書類等を配付した日から30日以内に、関係住民から文書をもって当該事業計画について意見が述べられ、又は説明を求められたときは、第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に、関係住民に対し文書をもって回答するものとする。
- 2 協議者は、説明会又は説明書類等において、前項の規定による関係住民の意見又は説明の求めに対し、協議者が回答する旨を説明するものとする。

（協議者の努力義務）

- 第13条 協議者は、前2条に規定する方法以外の方法によっても、当該事業計画についての地域住民の理解が得られるよう努めるものとする。

（再度説明会の開催）

- 第14条 知事は、第11条第1項から第6項までの規定による関係住民への説明が十分でないと認める場合には、協議者に対し、説明会を開催するよう指示することができる。
- 2 協議者は、前項の規定による指示を受けた場合には、説明会を開催するものとする。
 - 3 第11条及び第12条の規定は、前項の規定により説明会を開催する場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「協議者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合には、第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に」とあるのは「協議者は」と、第12条第1項中「第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に、関係住民に対し」とあるのは「関係住民に対し」と読み替えるものとする。

（事前協議書の提出）

- 第15条 協議者は、第9条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して1年（知事が特別の事情があると認める場合には、同項の通知を受けた日の翌日から起算して3年）以内に、事前協議書に別表第2に掲げる書類等を添付して、所長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 所長は、事前協議書及び添付書類がこの要綱の規定に適合するか否かを審査し、適合する場合には、当該事前協議書及び添付書類を知事に送付するものとする。

(隣接地所有者等の同意取得)

第 16 条 協議者は、事業計画が第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、汚染土壌処理施設等の設置等又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大について、次に掲げる者の同意を得るものとする。

- (1) 汚染土壌処理施設等の敷地に隣接する土地（道路、水路その他の公有地を除く。以下「隣接地」という。）の所有者
- (2) 汚染土壌の処理等に伴う排出水がある場合には、当該排出水を放流する地点から下流 500 メートル以内の利水権者

2 協議者は、前項の同意を得るため土地の分筆登記が行われたと知事が認める場合には、当該分筆登記が行われる以前の隣接地の土地所有者の同意を得るものとする。

3 協議者は、第 1 項の同意を得たときは、知事に別表第 3 に掲げる書類等を添付して報告するものとする。前項の同意を得たときも、同様とする。

(環境保全協定の締結等)

第 17 条 協議者は、事業計画が第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、汚染土壌処理施設等の設置等又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大について、関係地域内の自治会等と環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める同意を得た場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 知事の指示する内容による関係住民（世帯主に限る。以下この条において同じ。）の 4 分の 3 以上の同意

ア 関係地域において、自治会等が存在しない場合

イ 協議者が、関係住民に十分な説明を行ったにもかかわらず、協議者の責に帰さない事由により協定の締結ができないと知事が認める場合

(2) 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 知事の指示する内容による関係住民の 2 分の 1 を超える同意

ア 協議者が、関係住民に十分な説明を行ったにもかかわらず、協議者の責に帰さない事由により前号の同意を得ることができないと知事が認める場合

イ 協議者が、事前協議書を提出するまでに、県内において 3 年以上の処理実績がある汚染土壌処理施設等を設置している場合であって、当該汚染土壌処理施設等と同じ処理方法による汚染土壌処理施設等を設置しようとする場合

ウ 協議者が、事前協議書を提出した日の 3 年前から第 22 条第 1 項の規定による事前協議の終了までの間、法第 19 条の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、法第 24 条の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、法第 25 条の規定により許可を取り消され、若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、又は法第 27 条第 2 項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられたことのない場合

エ 協議者が、現に設置している汚染土壌処理施設等に関し、関係住民等との間で協定等を締結している場合

オ 協議者が、事前協議の対象である汚染土壌処理施設等に起因する事故等に係る損害を賠償する能力を有する場合（損害保険への加入等の措置を講ずる予定である場合を含む。）

2 協議者は、前項本文の規定による協定を締結し、又は前項ただし書の規定による同意を得たときは、別表第 4 に掲げる書類等を添付して、知事に報告するものとする。

3 協議者は、次の各号のいずれにも該当する場合において、第 1 項の規定による協定の締結が困難であると知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、協定の締結を要しないものとする。

- (1) 協議者が、事前協議書を提出した日の5年前から第22条第1項の規定による事前協議の終了までの間、法第19条の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、法第24条の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、法第25条の規定により許可を取り消され、若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、又は法第27条第2項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられたことのない場合
- (2) 協議者が、事前協議の対象である汚染土壌処理施設等に起因する事故等に係る損害を賠償する能力を有する場合（損害保険への加入等の措置を講ずる予定である場合を含む。）
- (3) 協議者が、汚染土壌処理施設等の設置等又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大について、関係住民の理解を得るために知事が別に定める措置を講じている場合

（事前協議書に対する関係市町村長からの意見の聴取）

第18条 知事は、第15条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、関係市町村の長に当該事前協議書の写しを送付し、次に掲げる事項について、期間を指定して当該関係市町村の長の意見を聴くものとする。

- (1) 土地利用計画上の問題の有無
- (2) 生活環境の保全上の問題の有無
- (3) その他当該関係市町村の事務に係る問題の有無

（専門的知識を有する者からの意見の聴取）

第19条 知事は、第15条第1項の規定による事前協議書の提出があった場合には、次に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- (1) 当該汚染土壌処理施設等に係る周辺地域の住民の健康の保護についての適正な配慮の有無
- (2) 前号に規定する適正な配慮を継続して行うに足りる協議者の経理的基礎及び経営計画の有無
- (3) その他知事が必要と認める事項

（事前協議の終了前の変更）

第20条 協議者は、第22条第1項の規定による事前協議の終了までの間、事前協議の一部を変更することができる。

- 2 前項の規定により事前協議の一部を変更しようとする場合においては、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、当該変更前の手続の状況に応じ知事が適当と認める場合には、第7条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

（事前協議の取下げ）

第21条 協議者は、事業計画書又は事前協議書を取り下げようとする場合には、事前協議取下書（別記様式第4号）により知事に届け出るものとする。

- 2 前項の規定により事前協議書が取り下げられた場合には、当該事前協議書に係る事業計画書は取り下げられたものとみなす。
- 3 知事は、協議者と関係住民との調整の状況等から必要と認める場合には、協議者に対し事前協議書の取下げを指導することができる。
- 4 知事は、提出から3年を経過し、かつ、第16条第3項の規定による報告又は第17条第2項の規定による報告がない事前協議に係る事前協議書は、取り下げられたものとみなすことができる。
- 5 知事は、前項の規定により事前協議書を取り下げられたものとみなした場合には、協議者にその旨を通知するものとする。

(事前協議の終了)

第 22 条 知事は、次の各号のいずれにも該当する場合において、第 18 条の規定による関係市町村の長の意見の聴取の結果を踏まえ、汚染土壌処理施設等の設置等又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大が適当と認めるときは、事前協議を終了するものとする。

(1) 協議者から第 16 条第 3 項の規定による報告があった場合

(2) 協議者から第 17 条第 2 項の規定による報告があった場合又は協議者が同条第 3 項の規定により同条第 1 項の規定による協定の締結を要しないものとされた場合

2 知事は、前項の規定により事前協議を終了したときは、その旨を協議者に通知するものとする。

(事前協議の遵守)

第 23 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた協議者は、当該事前協議に従い汚染土壌処理施設等の設置等又は汚染土壌処理施設等における事業の範囲の拡大を行うものとする。

(事前協議終了後の内容の変更)

第 24 条 協議者は、事前協議の終了後に当該事前協議の一部を変更(知事が適当と認める軽微な変更に限る。)しようとする場合には、事前協議内容変更承認協議書(別記様式第 5 号)を所長を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の規定により事前協議の一部の変更を承認したときは、協議者に関係住民への周知等必要な手続について指示することができる。

(施設の承継に係る協議)

第 25 条 汚染土壌処理業者又は積替業者から汚染土壌処理施設等を譲り受け、又は借り受けた者(相続又は合併により汚染土壌処理施設等を取得した者を含む。)が当該汚染土壌処理施設等を引き続き汚染土壌処理施設等として使用しようとする場合には、知事に協議するものとする。ただし、当該汚染土壌処理施設等を二親等以内の血族又は一親等以内の姻族から譲り受け、又は借り受けた場合は、この限りでない。

2 第 7 条から前条までの規定は、前項の規定による協議について準用する。ただし、知事が適当と認める場合には、第 7 条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

第 4 章 工事完了報告書

(工事完了報告書の提出)

第 26 条 協議者は、当該事前協議に係る汚染土壌処理施設等の設置等に係る工事が完了したときは、工事完了報告書(別記様式第 6 号)を所長を経由して知事に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による工事完了報告書の提出があったときは、速やかに知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の報告書を受理したときは、検査を実施し、その結果を協議者に通知するものとする。

第 5 章 構造及び維持管理基準等

(構造基準の遵守)

第 27 条 汚染土壌処理施設等は、知事が別に定める汚染土壌処理施設等の構造に関する基準

に適合させるものとする。

(維持管理基準の遵守)

第 28 条 汚染土壌処理業者及び積替業者は、汚染土壌処理施設等及び汚染土壌の処理等に関連する施設の維持管理に当たっては、知事が別に定める汚染土壌処理施設等の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）を遵守するものとする。

(事故時の措置)

第 29 条 汚染土壌処理業者及び積替業者は、汚染土壌処理施設等及び汚染土壌の処理等に関連する施設において故障、破損その他の事由により事故が発生したときは、直ちに応急の処置を講じるとともに、被害が周辺に及ぶおそれのある場合には、所長に通報するものとする。

- 2 汚染土壌処理業者及び積替業者は、前項の事故の拡大又は再発の防止のため知事が必要な措置をとるべきことを指示したときは、これに従うものとする。

(埋立処理施設の埋立処理終了報告)

第 30 条 汚染土壌処理業者は、埋立処理施設において汚染土壌の埋立処理を終了したときは、その終了した日から 30 日以内に、所長を経由して知事に埋立処理終了報告書（別記様式第 7 号）を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の埋立処理終了報告書を受領したときは、汚染土壌処理業者に対し、当該埋立処理施設の閉鎖について指示するものとする。

(埋立処理施設の閉鎖協議)

第 31 条 汚染土壌処理業者は、埋立処理施設を閉鎖しようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議は、埋立処理施設閉鎖協議書（別記様式第 8 号）を所長を経由して知事に提出することにより行うものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による協議があった場合において、当該埋立処理施設が維持管理基準に適合していると認めるときは、当該埋立処理施設の閉鎖を承認し、その旨を汚染土壌処理業者に通知するものとする。

第 6 章 雑則

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 23 日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 2 条、第 7 条、第 17 条及び別表第 2 の規定の適用については、第 2 条第 1 号中「法」とあるのは「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正後の土壌汚染対策法（以下「新法」という。）」と、同条第 2 号、第 4 号から第 6 号まで及び第 13 号、第 7 条並びに第 17 条中「法」とあるのは「新法」と、別表第 2 中「法第 22 条第 3 項第 2 号イ」とあるのは「新法第 22 条第 3 項第 2 号イ」と、「法第 6 条第 1 項第 1 号」とあるのは「新法第 6 条第 1 項第 1 号」とする。
- 3 この要綱は、令和 3（2021）年 2 月 24 日から適用する。

別表第1（第2条、第9条関係）

番号	汚染土壌処理施設等の種類	区域
1	埋立処理施設	埋立処理施設の敷地、当該敷地から500メートル以内の区域及び搬入専用道路の敷地から50メートル以内の区域
2	汚染土壌処理施設（埋立処理施設以外のものに限る。）	汚染土壌処理施設の敷地、当該敷地から300メートル以内の区域及び搬入専用道路の敷地から50メートル以内の区域
3	積替施設	積替施設の敷地及び当該敷地から200メートル以内の区域

別表第2（第15条関係）

番号	汚染土壌処理施設等の種類	添付書類
1	埋立処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の概要並びに汚染土壌の取扱量及び搬出場所を記載した書類 2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3月以内のもの）、個人である場合は住民票の抄本（3月以内のもの） 3 協議者が法第22条第3項第2号イ、ロ又はハに該当しない旨の誓約書（3月以内のもの） 4 埋立処理施設に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 埋立処理施設の位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。） (2) 埋立処理施設を設置する土地の周辺の見取図（敷地から500メートル及び1キロメートルの範囲を明らかにすること。） (3) 埋立処理施設を設置する土地及び搬入専用道路を設置する土地並びにこれらに隣接する土地の公図の写し（地番、地目、所有者等が記載されているもの） (4) 埋立処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (5) 公害防止施設の処理工程図及び設計計算書 (6) 公害防止施設の構造図及び配置図 (7) 埋立処理施設からの排出水の排出経路を示した図面 (8) 排出水の排出先の公共の水域の水象（位置、名称、構造、流下能力、利水状況、流量、水質等）を明らかにする書類及び図面 (9) 埋立処理施設を設置する土地及び搬入専用道路を設置する土地の登記事項証明書（3月以内のもの）並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類 (10) 汚染土壌を搬入搬出する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況等）を明らかにする書類

		<p>5 埋立処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>6 事業の経営等に関する書類</p> <p>(1) 事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法を記載した書類</p> <p>(2) 協議者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(3) 協議者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(4) 経営計画書等の事業の採算性を明らかにする書類</p> <p>7 知事が別に定める説明会の実施に関する報告書</p> <p>8 知事が別に定める関係住民の意見に関する調書</p> <p>9 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類）</p> <p>10 埋立処理施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合は、以上1及び4から9までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等</p> <p>11 その他知事が指示した書類等</p>
2	<p>汚染土壌処理施設（埋立処理施設以外のものに限る。）</p>	<p>1 事業の概要並びに汚染土壌の取扱量、搬出場所及び運搬先を記載した書類</p> <p>2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3月以内のもの）、個人である場合は住民票の抄本（3月以内のもの）</p> <p>3 協議者が法第22条第3項第2号イ、ロ又はハに該当しない旨の誓約書（3月以内のもの）</p> <p>4 汚染土壌処理施設に関する書類</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設の位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。）</p> <p>(2) 汚染土壌処理施設を設置する土地の周辺の見取図（敷地から300メートルの範囲を明らかにすること。）</p> <p>(3) 汚染土壌処理施設を設置する土地及び搬入専用道路を設置する土地並びにこれらに隣接する土地の公図の写し（地番、地目、所有者等が記載されているもの）</p> <p>(4) 汚染土壌処理施設、保管施設等の場内配置図</p> <p>(5) 汚染土壌処理工程図</p> <p>(6) 汚染土壌処理施設及び保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</p> <p>(7) 法第6条第1項第1号に規定する環境省令で定める</p>

		<p>基準に適合する状態となった土壌を保管する施設の平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(8) 排水水、排出ガス、騒音等の試験成績書（汚染土壌処理施設と同様の施設において運転例等がある場合のみ添付すること。）</p> <p>(9) 公害防止施設の処理工程図及び設計計算書</p> <p>(10) 公害防止施設の構造図及び配置図</p> <p>(11) 汚染土壌処理施設からの排水水の排出経路を示した図面</p> <p>(12) 排水水の排出先の公共の水域の水象（位置、名称、構造、流下能力、利水状況、流量、水質等）を明らかにする書類及び図面</p> <p>(13) 汚染土壌処理施設を設置する土地及び搬入専用道路を設置する土地の登記事項証明書（3月以内のもの）並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類</p> <p>(14) 汚染土壌を搬入搬出する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況等）を明らかにする書類</p> <p>(15) 排水水の水質、排出ガスの性状、騒音の大きさ等について達成することとした数値、それらの測定頻度その他汚染土壌処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>5 汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>6 事業の経営等に関する書類</p> <p>(1) 事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法を記載した書類</p> <p>(2) 協議者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(3) 協議者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(4) 経営計画書等の事業の採算性を明らかにする書類</p> <p>7 知事が別に定める説明会の実施に関する報告書</p> <p>8 知事が別に定める関係住民の意見に関する調書</p> <p>9 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類）</p> <p>10 汚染土壌処理施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合は、以上1及び4から9までに掲げるもののほ</p>
--	--	---

		か、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等 11 その他知事が指示した書類等
3	積替施設	1 事業の概要並びに汚染土壌の取扱量、搬出場所及び搬入先を記載した書類 2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3月以内のもの）、個人である場合は住民票の抄本（3月以内のもの） 3 積替施設に関する書類 (1) 積替施設の位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。） (2) 積替施設を設置する土地の周辺の見取図（敷地から200メートルの範囲を明らかにすること。） (3) 積替施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (4) 積替施設を設置する土地及び搬入専用道路を設置する土地並びにこれらに隣接する土地の公図の写し（地番、地目、所有者等が記載されているもの） (5) 積替施設を設置する土地及び搬入専用道路を設置する土地の登記事項証明書（3月以内のもの）並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類 (6) 汚染土壌を搬入搬出する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況、交通量等）を明らかにする書類 (7) 汚染土壌を搬入搬出する車両が通行する時間帯及び1日当たりの当該車両数を明らかにする書類 (8) 公害防止施設の処理工程図及び設計計算書 (9) 公害防止施設の構造図及び配置図 (10) 積替施設からの排出水の排出経路を示した図面 (11) 排出水の排出先の公共の水域の水象（位置、名称、構造、流下能力、利水状況、流量、水質等）を明らかにする書類及び図面 (12) 排出水の水質について達成することとした数値、その測定頻度その他積替施設の維持管理に関する計画を記載した書類 4 積替施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記した書類 5 事業の経営等に関する書類 (1) 事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法を記載した書類

		<p>(2) 協議者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(3) 協議者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(4) 経営計画書等の事業の採算性を明らかにする書類</p> <p>6 知事が別に定める説明会の実施に関する報告書</p> <p>7 知事が別に定める関係住民の意見に関する調書</p> <p>8 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類）</p> <p>9 積替施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合は、以上1及び4から8までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等</p> <p>10 その他知事が指示した書類等</p>
--	--	--

別表第3（第16条関係）

番号	報告の種類	添付書類
1	汚染土壌処理施設等の敷地に隣接する土地の所有者の同意取得に係る報告	<p>1 汚染土壌処理施設等の敷地及び当該敷地に隣接する土地の公図（地番等が判断できるもの）の写し</p> <p>2 同意書（報告の際、現に効力のあるもの）の写し</p> <p>3 同意取得状況一覧表</p> <p>4 汚染土壌処理施設等の敷地に隣接する土地の登記事項証明書（3月以内のもの）</p>
2	利水権者の同意取得に係る報告	<p>1 同意書（報告の際、現に効力のあるもの）の写し</p> <p>2 同意取得状況一覧表</p>

別表第4（第17条関係）

番号	報告の種類	添付書類
1	環境保全協定の締結に係る報告	<p>1 協定書（報告の際、現に効力のあるもの）の写し</p> <p>2 協定締結状況一覧表</p> <p>3 協定の締結が自治会等において適正な手続により行われたことを証する書類</p> <p>4 その他知事が指示した書類等</p>
2	第17条第1項第1号の同意取得に係る報告	<p>1 同意書（報告の際、現に効力のあるもの）の写し</p> <p>2 同意取得状況一覧表</p> <p>3 協定の締結ができない理由を記載した書類</p> <p>4 知事が別に定める説明会の実施に関する報告書及び関係住民の意見に関する調書（事前協議書の提出以降実施した説明会に係るもの）</p>

		5 その他知事が指示した書類等
3	第 17 条第 1 項第 2 号の同意取得に係る報告	1 同意書（報告の際、現に効力のあるもの）の写し 2 同意取得状況一覧表 3 協定の締結又は第 17 条第 1 項第 1 号の同意取得ができない理由を記載した書類 4 知事が別に定める説明会の実施に関する報告書及び関係住民の意見に関する調書（事前協議書の提出以降実施した説明会に係るもの） 5 県内における汚染土壌処理施設等の設置状況を記載した書類及び当該汚染土壌処理施設等に関し、関係住民等と締結した協定書等の写し 6 計画中の汚染土壌処理施設等による事故に対する損害を賠償する能力を有することを証する書類又は賠償するための措置を講ずる予定であることを証する書類 7 その他知事が指示した書類等